

1. ウインチ運転者特別講習会

車積載車に装備されるウインチを操作するためには、労働安全衛生法第59条、規則第36条の規定により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

本講習は、ウインチを操作する際の基礎的な知識と注意点並びに関係法規の学科教育を行います。

学科教育終了時に「巻上げ機（ウインチ）運転者特別教育 学科教育受講証明書」を交付させていただきますので、各事業場にて「巻上げ機の運転」「荷掛け及び合図」の実技教育（4時間）を実施後、事業場の実技を行った旨の証明をした「実技教育受講証明書」をお持ちいただければ、労働安全衛生法で定める「巻上げ機（ウインチ）の運転の業務に係る特別教育修了」を証明する修了証を発行します。

- ◇受付期間 **6月26日（金）まで**
- ◇講習日時 7月 9日（木）9：30～17：00
- ◇講習場所 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ◇受講対象者 事業場にウインチ付車積載車をお持ちで、車積載車のウインチ操作を行う方
- ◇募集定員 50名（定員になり次第締め切らせて頂きます）
- ◇受講料 5,200円（テキスト代含む）
- ※ 注意** **本年度の「ウインチ運転者特別講習」は、今講習1回の予定です。**
受講希望の方はお忘れなくお申し込みください。

（追加講習については、希望者の人数と日程調整から検討する場合もあります）

2. 圧縮天然ガス（CNG）自動車講習会

標記講習会を下記により開催します。

CNG自動車の燃料装置の点検整備を行うためには、一定の条件を備え運輸支局長の行なうCNG自動車に関する講習を修了した方を、点検整備責任者に選任する必要があります。既にCNG講習を修了されている方は受講する必要はありません。

記

- ◇受付期間 **6月30日（火）**
- ◇講習日時 7月15日（水）9：30～17：00
- ◇講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会
- ◇対象者
(1) 整備主任者
(2) 自動車検査員
(3) 整備管理者又は整備管理者に準ずる者
(4) CNG自動車改造施行責任者又はこの者に選任を予定されている者
(5) その他受講を希望する者
- ◇受講料 8,300円（テキスト代含む）

【使用テキスト】

- ・CNG自動車 構造取扱基準及び解説 4,428円

※受講希望が少ない場合には、他県への受講案内となる場合もありますのでご了承ください。

3. C V T講習会

標記 講習会を新機構・新技術講習として下記により開催します。

ディーラートレーナーを講師に招き、最近の乗用車に搭載されているC V Tの構造・故障事例・トラブルシューティング等の講習会を行います。

また、トヨタプリウスに必要な整備モードやブレーキフルード交換要領（スキャンツールを使用しない方法）についても再度実習にて行います。

記

◇受付期間 7月24日（金）まで

◇講習日時 8月 3日（月）9：30～16：00

◇講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター、実習場

◇募集定員 40名（定員になり次第締め切らせて頂きます）

◇受講料 5,400円

受講者が10名以下の場合は次回（H28.2月予定）に延期します。

各種研修・講習申込方法

申込書は、本誌P29・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ

(<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。

必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。